

議案第43号

新居浜市広瀬歴史記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市広瀬歴史記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市広瀬歴史記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市広瀬歴史記念館設置及び管理条例（平成9年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、無料とする。

（1）18歳未満の者

（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の生徒、学生等

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

新居浜市広瀬歴史記念館の観覧料について、高校生等を無料の対象に加えるため、本案を提出する。